

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日分)

平成 30 年 11 月 22 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
住宅・土地統計調査	総務大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 30 年調査の実施に当たり、平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震への対応として、以下について変更</p> <p>①調査対象範囲の変更 北海道の 2 町を調査対象地域から除外</p> <p>②調査の実施期間の変更 北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の 24 市町における調査終了時期を平成 30 年 12 月 24 日まで延長</p> <p>③調査方法の変更 上記 24 市町における調査方法について、オンラインのみによる回答期間経過後に紙の調査票を配布する「二段階配布方式」から、オンライン回答用の ID・パスワードの配布と紙の調査票を同時配布する「同時配布方式」に変更</p>	H30.10.22

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。